

産業分類検討チームにおける主な御意見とその対処方針

産業分類検討チームにおける御意見

No.	御意見	対処方針（案）
大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業		
○ 改定素案に関する御意見		
1	<p>＜第 12 回検討チーム＞</p> <p>○ 「発電業」に関する説明文の修正案は、より詳細に説明されていると思われるが、現行の説明文と比較すると分かり難い。「蓄電施設」が追加されたようだが、どの部分が蓄電施設の説明なのかが分からない。もう少し分かりやすい文章にならないか。</p> <p>＜第 13 回検討チーム追加意見＞</p> <p>○ 第 12 回検討チームにて指摘した電気業の説明の記載について、やはり難解なのでもう少し分かりやすくするように検討いただきたい。第 12 回検討チームで説明のあった電気業の説明文は法律の条文を基にして作成されており、内容は正確であると思われるものの、一般的には非常に分かりにくい案になっていると考える。経済産業省の回答では、電源が多様化しており、電気事業も細かく分割されたので、このような書きぶりになるということであったが、一文が長く、さらに「及び」、「若しくは」、「又は」などが多用され、一般統計ユーザーには非常に難解な書きぶりになっている。</p> <p>このため、日本標準産業分類の利用者がその内容をできる限り容易に理解できるよう説明文を再度検討していただけないか。たとえば、説明文はなるべく簡潔にし、内容例示のところにより具体的な事業内容を示すといった形で修正すると、より理解しやすい説明になるのではないかと考える。</p> <p>＜第 14 回検討チーム＞</p> <p>○ 「電気業」の説明文について、修正の調整が難航するようであれば、ISIC 等の国際分類に倣って修正案を整理の上、調整してもよいのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえて、資料 2 - 4 のとおり対応する。</p> <p style="text-align: right;">（経済産業省）</p>

	<p>○ 文章としては、難解だと思うので、分かりやすい簡易な文章にしてほしい。</p> <p>○ 一般統計ユーザーにはとても難解だという印象があり、他の分類項目の説明文と比較してもこの部分は分かりにくい。ユーザーフレンドリーな書き方を検討してほしい。事業者の意見を求めているとのことであるが、それも重要だが、電気事業者以外の多くの一般ユーザーも読むので、一般ユーザーの視点で分かりやすい文章にしてほしい。</p> <p>○ 国際分類や他の産業分類の項目の定義の記述とのバランスを勘案するとか、場合によっては、二つの文章に分ける、あるいは、自明のことは省略するということが念頭に検討してもよいのではないか。</p>	
2	<p>○ 「大分類Ⅰ—卸売業、小売業」に、「電気卸供給業」及び「電気小売業」を×例示として記載する必要があるのではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「3313 電気小売業」及び「3314 電気卸供給業」について、以下のとおり「大分類Ⅰ—卸売業、小売業」に内容例示を追加する。</p> <p>また、今般、細分類の新設を行った「3413 ガス小売業」についても、同様に内容例示の追加を行う。</p> <div data-bbox="1182 863 2074 1195" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><×例示の追加案></p> <p>5599 他に分類されないその他の卸売業</p> <ul style="list-style-type: none"> ×電気小売業（事業者向けのもの）[3313] ×電気卸供給業 [3314] ×ガス小売業（導管による事業所向けのもの）[3413] <p>6099 他に分類されないその他の小売業</p> <ul style="list-style-type: none"> ×電力小売業（消費者向けのもの）[3313] ×ガス小売業（導管による消費者向けのもの）[3413] </div> <p>ガス小売業については、上記以外にプロパンガス卸売業及びプロパンガス小売業との関係を明確にする観点から、以下のとおり内容例示の追加を行う。</p>

<×例示の追加案>

5331 石油卸売業

×ガス小売業（導管による事業所向けのもの）[3413]

6052 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）

×ガス小売業（導管による消費者向けのもの）[3413]

なお、「電気卸供給業」は、電気事業法第2条第1項15の3号に規定する事業を行う電気事業者の一種で、具体的には、電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）に対し、発電又は放電を指示する方法等により集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業又は特定卸供給事業のために供給する事業をいうものであり、2022年4月から制度化されたものである。

そのため、大分類Ⅰの卸売業に該当するものではないことを明示する観点から、「5599 他に分類されないその他の卸売業」に×例示として追加する。

(注)「電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く）」とは以下を指す。

- ① 事業用の自家発電設備、家庭用太陽光発電設備、家庭用燃料電池等のコージェネレーションシステム（電気と熱エネルギーを同時に供給する仕組み）や発電事業者以外が保有する蓄電池等を用いて電気を供給する者
- ② 電力の使用ピーク時に、工場での生産調整の実施等により本来消費するはずであった電気の需要を抑制する者

（経済産業省）

大分類 I－卸売業, 小売業	
○ 改定素案に関する御意見	
1	<p>○ 改定素案の「5661 ワンプライスショップ」の説明文は、前回の検討チームにおける議論を踏まえて「一定額」という言葉に修正したとのことであるが、「ワンプライスショップ」の名称の意味を考慮して「均一価格」とした方が良いのではないか。</p>
	<p>前回の検討チームにおける御指摘を踏まえ、「ワンプライスショップ」の説明文に記載していた「一定額」を「均一価格」に修正する。 (資料 2－6 を御参照)</p> <p style="text-align: right;">(事務局)</p>
2	<p>○ 説明文における「販売」と「小売」の言葉の使い分けは、どのような理由で行っているのか。</p>
	<p>前回の検討チームにおける御質問を考慮し、事務局が販売と小売の定義を確認した。</p> <p>各種の専門的な辞典によれば、「販売」は、売り手が買い手に対して財やサービスの交換を促すために行われる売り手側の行動であり、「小売」は、最終消費者に販売する活動であるとそれぞれ理解できる。つまり、「小売」の対象が最終消費者であるのに対し、「販売」は最終消費者に限定していないため、「販売」の対象は小売よりも広いと考えられる。</p> <p>以上の内容と中分類 56 と 58 が小売業の分類であることを考慮し、当該中分類の説明文からは「販売」を記載しないように修正する。</p> <p>また、前回の検討チームまでの資料の説明文において「販売形態」を記載していたが、辞書の定義を参考にすると「販売形態」の趣旨は「業態」を意図していることから、上記を踏まえ、「販売形態」を「業態」に修正する。ただし、中分類 56 の総説には、「販売形態」を「業態」の説明のために記載する。</p> <p>併せて、大分類 I－卸売業, 小売業のうち、総説の小売業における事業所の説明部分の後半に、中分類 56 とそれ以外の中分類を区別する趣旨を記載した。</p> <p>(資料 2－6、2-7 を御参照)</p> <p style="text-align: right;">(事務局)</p>

3

- 「改定案とりまとめに当たっての見直しについて」にある内容例示等の見直し指針①に、「項目名または説明文と、内容例示に重複した記述がある場合には内容例示を削除する。」とある。
- 中分類 60 の改定素案にある「6041 農業用機械器具小売業」には、内容例示に項目名と同様の産業が記載されているため削除すべきではないか。

御意見のとおり修正するとともに、再度改定素案の確認を行った。

再確認により削除した内容例示（例）

- 「0113 野菜作農業」→野菜作農業
- 「2011 なめし革製造業」→なめし革製造業
- 「5832 卵・鳥肉小売業」→卵小売業、鳥肉小売業
- 「6041 農業用機械器具小売業」→農業用機械器具小売業
- 「6043 肥料・飼料小売業」→「飼料小売業」

（事務局）